

日時：令和6年10月3日（木）
13時15分～15時15分
場所：中央生涯学習センター
205・206学習室

第3回 「（仮称）宇都宮市自治会に関する条例」 制定懇談会

令和6年10月3日（木）

1 開会

2 議事

- (1) これまでの懇談会における議論について
- (2) 条例の骨子案について
- (3) 意見交換

3 その他

4 閉会

委員名簿

区分	氏名	所属団体・所属名等
学識経験者	石井 大一郎	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
	蟹江 教子	宇都宮共和大学 子ども生活学部 教授
議員	篠崎 圭一	宇都宮市議会議員
	福田 智恵	宇都宮市議会議員
自治会	藤原 由房	宇都宮市自治会連合会 会長
	永井 寛	宇都宮市自治会連合会 副会長
	稲葉 豊	宇都宮市自治会連合会 副会長
まちづくり団体	小島 弘義	宇都宮市地域まちづくり推進協議会 会長
市民団体	梅村 英美子	特定非営利活動法人うつのみやオリーブ 理事長
事業者	中島 寿典	宇都宮商工会議所 地域振興部 部長
	石塚 雅一	栃木県宅地建物取引業協会県央支部 常務理事
	綿谷 達夫	栃木県宅地建物取引業協会県央支部 理事
公募委員	小澤 孝子	
	高村 明男	
	南部 真苗美	

所属・職名	氏名
市民まちづくり部 部長	渡辺 尊之
市民まちづくり部 次長	小林 正典
市民まちづくり部 副参事（自治会活動促進担当）	猪瀬 和典
みんなでまちづくり課 課長	川俣 浩二
みんなでまちづくり課 課長補佐	若林 慎
みんなでまちづくり課 企画調整グループ 係長	浅見 明日香
みんなでまちづくり課 企画調整グループ 総括	山口 健太
みんなでまちづくり課 まちづくりグループ 係長	長岡 優樹

議事(1) これまでの懇談会における議論について

第1回条例制定懇談会（8/1）における主な意見の分類

目指すまちの姿、大切にすべき考え方、関係者の役割などに関する意見（条例）

<自治会の役割>

- ・地域まちづくり組織の役員など地域活動の幅広い担い手
- ・伝統行事の継承
- ・社会的なつながりやコミュニケーションのニーズへの対応
- ・市からの依頼を減らした上で自治会が公益的活動を担うべき
- ・都内では自治会の公益的活動が防災のみの例も

<加入促進・活性化>

- ・自治会加入の魅力やメリットの「見える化」が必要
- ・加入促進の前に「活性化」が必要
- ・新規加入者の自治会への取り込みが必要
- ・若い人の意見を運営に取り入れることが必要

<事業者との連携>

- ・事業者に対して自治会に加入できることや自治会への協力を期待することのPRが必要
- ・事業者が自治会のイベントなどへの協力を行っている

<役員の負担軽減>

- ・役員の担い手不足が深刻
- ・若い人が働きながら自治会長を務められる環境が必要

<他団体との連携>

- ・子ども会をきっかけに自治会に加入する人が増えてほしい

<その他>

- ・自治会にも一定の規模が必要
- ・世帯内の子・孫世代が自治会に関わることが必要
- ・公共的な取組に協力する意識づくりが必要

個別の取組などに関する意見（施策・事業）

<加入促進・活性化>

- ・QRコード等を活用した自治会加入手続の簡素化

<事業者との連携>

- ・自治会長の連絡先の確認に手間がかかっている
- ・賃貸マンションの加入促進にはオーナーの認識が必要

<役員の負担軽減>

- ・自治会費の口座振替の導入
- ・SNSなどの活用による回覧板の効率化
- ・市から自治会への依頼事項の削減

<その他>

- ・学校教育、公営住宅等における対応
- ・市の職員が自治会に関わる仕組
- ・自治会活動に市がお金を払う仕組（公園や道路の環境美化、自治会長への手当など）

第2回条例制定懇談会（8/26）における主な意見の分類①

条例の各項目に関する意見

< 条例の目的 >

- ・ 持続可能な自治会活動が一番大切な視点
- ・ 加入や活動参加の促進によって持続可能が実現できる
- ・ 究極的には「幸せ」，「幸福」が重要
- ・ 「助け合い，つながり」
- ・ 「思いやり，思いやる」
- ・ 市民憲章の「明るいまち，楽しいまち，美しいまち」
- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され，実現に結びつくまち

< 基本理念 >

- ・ あらゆる世代がお互いの立場を尊重し，話し合い，決定事項は皆が協力して行う
- ・ 自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ
- ・ 役割分担を明確にしつつも，協働の意識を薄れさせない
- ・ 市民の活動の地域への影響や生活を取り巻く環境の中に根付いていることを理解する
- ・ 地域の公共的活動と自分の生活が一体の社会で共生しており，垣根なく労働などの社会的資本を交換する意識を持つ
- ・ N P O や地元企業，自治会に関わるいろいろな団体と一緒にあって自治会を盛り立ててもらいたい

< 基本理念（続き） >

- ・ 本来自治会は独立した地域のコミュニティであり，住民が自主的に地域の課題や困りごとを解決しなければならない

< 役割・責務（自治会） >

- ・ 社会的なつながりやコミュニケーションのニーズへの対応
- ・ 繋がりが希薄になっている中で，例えば，若者や高齢者などをつなげる取組
- ・ 自治会が何をやっているのかわからない
- ・ 若い人の意見を運営に取り入れる
- ・ 未加入者が活動に参加できる状況が重要
- ・ 子どもたちがもっと関わりやすいような自治会
- ・ 自治会に関わりたくても関われない人もいる
- ・ 市民が地域活動や自治会活動に参加するためのハードルがより下がるような窓口の仕組みづくり
- ・ 同じ世帯の中で住んでいる若者がいても，興味を持って活動したいと思っていても，入りづらいというところがある
- ・ 特定の人々の間で意思決定が決まってしまうたり，業務が集中したりしないよう，持続可能な仕組みづくりに徹する
- ・ 規模に合わせて活動内容を「縮充」させる

第2回条例制定懇談会（8/26）における主な意見の分類②

条例の各項目に関する意見

<役割・責務（自治会）（続き）>

- ・自治会以外の団体とのコラボレーション
- ・NPOなどが地域の会議などに入りやすくしてほしい
- ・自治会の役割の中として他団体との連携

<役割・責務（市民）>

- ・加入の義務化はできない
- ・自治会に関わり、自治会に関心を持つ
- ・自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ
- ・自治会の役割、将来に向けて話し合い、理想の自治会像を考える

<役割・責務（地域活動団体、非営利活動団体）>

- ・地域団体が地域の自治会と密着して活動することが重要

<役割・責務（事業者、住宅関連事業者）>

- ・事業所が立地している自治会活動に関する部分と、従業員が自治会活動に参加できる部分の両方がある
- ・新しい住人に対する道先案内人として、地域活動や自治会活動に関する広報や紹介などの役割を全うする

<役割・責務（市）>

- ・市も真剣にやるところを見せる
- ・団体間の連携について市の役割にも入れてほしい
- ・若い人を入れて話して、自治会をアップデートする場作り
- ・公共的な取組に協力する意識づくり
- ・自治会の今後の役割について話し合える場を作る
- ・自治会として解決が難しい課題が出た場合には市が協力する
- ・市民の地域活動や市民参加を積極的にサポートする仕組み、特に継続的な支援に力を入れる
- ・研修会等の開催などの形で市が関わると活性化する
- ・行政の縦割りの解消、自治会活動に積極的に協力する環境

<条例の名称>

- ・自治会は大人から子どもまで「みんなでつくる」もの
- ・みんなで自治会を「つなぐ」、「つなげていく」条例

【参考】自治会の活性化に向けた意見交換会

日 時：令和6年9月20日（金）19時～21時

場 所：河内地区市民センター

趣 旨：自治会の活性化に向けて、自治会の現状に関する参加者の意見や改善に向けたアイディアなどについて、若手経営者やNPO団体代表など自治会と連携する立場の方々と議論することを目的

参加者：飯沼貞臣（有限会社上河内精機製作所 代表取締役）

石井大一郎（宇都宮大学地域デザイン科学部 教授）

岩井俊宗（NPO法人とちぎユースサポーターズネットワーク 代表理事）

梅村英美子（特定非営利活動法人うつのみやオリーブ 理事長）

永祚純（株式会社AXIA 代表取締役）

小高記美子（相続手続支援センター宇都宮 代表）

※オブザーバー：河内地区連合自治会 永井会長



【参考】自治会の活性化に向けた意見交換会

自治会の現状に関する参加者の意見など

- ・ 地域の会議ではそれぞれの参加者が遠慮し、思ったことを率直に発言していない印象を受ける
- ・ 役員や執行部が一方的に決定事項を伝えるだけという雰囲気がある
- ・ 一人の住民の立場では内側から思ったことを発言しにくい
- ・ 事業者や団体の立場から、自分が住んでいる自治会とは別の自治会に対しては率直に意見を伝えやすい
- ・ 地域から「助けてほしい」と声を上げてくれないと外部から関わりにくい
- ・ 新しいこと、楽しいことに取り組もうという雰囲気を感じない地域もある
- ・ 役員が固定化し、前例踏襲の取組が多くなっている例もある
- ・ 地域の情報が回ってこない、動きが見えないと感じる

改善に向けたアイデアなど

- ・ 地域住民がお互いにものを言いやすい関係性が重要
- ・ 参加者が平等に意見交換を行うために外部の人間がファシリテーター（※）として関わる
- ・ イベントの運営・改善などに事業者や団体、学生の力を借りる取組の拡大
- ・ 自治会をサポートする仕組み（「かわち自治会応援隊」の横展開）
- ・ 単発のイベントや会計事務などの外部委託の推進
- ・ 実働部隊のすそ野を広げる
- ・ 地域の中で新しいことを始めたい人に補助金を出す
- ・ やりたい人が気軽に事業を始め、続けたければ続け、終わりにするなら終わりにできる
- ・ デジタルを活用した情報伝達の仕組み
- ・ 自治会の活性化＝動きが見える（感じる）こと

※ 会議などの場で中立的な立場に立った上で、参加者の発言を促し、意見をまとめることで、話し合いを円滑に進め、より良い結論に導く進行役

議事(2) 条例の骨子案について

条例の構成（案）

- これまでの懇談会における意見や、他の自治体における類似の条例等を踏まえ、以下の構成で条例の骨子案を作成

目的

条例に基づく取組を通じて実現を目指すまちの姿

定義

条例に規定する用語の定義

※条例の内容に関する議論を踏まえ、第4回懇談会で議論

基本理念

取組を実施するにあたって大切にすべき考え方

役割・責務

関係者が担うべき役割や責務など

※項目の名称については今後懇談会で議論

【参考】自治会の加入促進や活性化に主眼を置いた条例の例

市川市自治会等を応援する条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

目的

自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会加入、活動参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念、関係者の役割を定めることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的とする

基本理念

- ・ 市民の多様な価値観及び自主性の尊重
- ・ 自治会等の地域社会における役割の重要性の理解
- ・ 自治会等の地域活動の持続的かつ活動的な運営
- ・ 自治会等の自立性及び地域性の尊重

定義

自治会、事業者、住宅関連事業者 など

市民の役割

地域社会の一員であることを認識し、自治会等の地域社会における重要な役割を理解するとともに、自治会加入及び活動への参加により、地域社会の発展に努める

市の役割

- ・ 自治会等と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組み、市民の自治会加入、活動参加に関し必要な措置を講ずるよう努める
- ・ 必要な財政上の措置を講ずるよう努める
- ・ 広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努める
- ・ 研修会等を開催し、自治会等の将来を担う人材育成に努める
- ・ 職員に対し、自治会への加入勧奨等に努める など

自治会等の役割

- ・ 地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努める
- ・ 市民に対し、自治会加入、活動参加を促進するよう努める
- ・ 運営の透明性の向上を図り、開かれた組織づくりに努める
- ・ 地域の将来を担う人材の育成に努める など

事業者・住宅関連事業者の役割

- ・ 地域の自治会等の活動への協力により、自治会等の地域活動の活性化に努める
- ・ 従業員の自治会活動への参加に配慮するよう努める
- ・ 住宅関連事業者は、入居者に対し、地域自治会等に関する情報の提供に努める など

条例の骨子案（目的）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 持続可能な自治会活動が一番大切な視点
- ・ 加入や活動参加の促進によって持続可能が実現できる
- ・ 加入促進の前に「活性化」
- ・ 究極的には「幸せ」、「幸福」が重要
- ・ 助け合い、つながり
- ・ 思いやり、思いやる
- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され、実現に結びつくまち

骨子案（目的）

- ・ この条例は、自治会が地域のまちづくりにおいて果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、関係者の役割について明らかにします。
- ・ また、自治会の持続可能性を確保し、誰もが共に支え合い、心豊かで幸せに暮らすことができ、夢や希望が叶うまちの実現に寄与するものとします。

【参考】「スーパースマートシティうつのみや」

子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望が叶うまち「スーパースマートシティ」

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持活性化に関する基本的考え、市の責務等を定める町内会の維持及び発展を図り、暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的

【千葉県市川市】

- ・ 自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会加入や活動参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念、関係者の役割を定め、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的

条例の骨子案（基本理念）

これまでの懇談会等の意見

- ・ あらゆる世代がお互いの立場を尊重し、話し合い、決定事項は皆が協力して行う
- ・ 自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ
- ・ 役割分担を明確にしつつも、協働の意識を薄れさせない
- ・ 市民の活動の地域への影響や生活を取り巻く環境の中に根付いていることを理解する
- ・ 地域の公共的活動と自分の生活が一体の社会で共生しており、垣根なく労働などの社会的資本を交換する意識を持つ
- ・ N P O や地元企業、自治会に関わるいろいろな団体と一緒にあって自治会を盛り立ててもらいたい

骨子案（基本理念①）

- ・ 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組む

条例の骨子案（基本理念）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会は地域まちづくり組織の役員など地域活動の幅広い担い手
- ・ 公共的な取組に協力する意識づくりが必要



骨子案（基本理念②）

- ・ 誰もが共に支え合い、心豊かで幸せに暮らすことができ、夢や希望が叶うまちの実現のために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有するものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有する

これまでの懇談会等の意見

- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され、実現に結びつくまち（再掲）
- ・ 本来自治会は独立した地域のコミュニティであり、住民が自主的に地域の課題や困りごとを解決しなければならない



骨子案（基本理念③）

- ・ 市民の相互理解に基づき、市民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性、自立性及び地域の特性を損なわないよう配慮するものとします。

類似条例における規定の例

【笠間市】

- ・ 市民の多様な価値観が尊重されつつ、地域全体の協力及び連携による取組を重要とする
- ・ 政区の地域性を損なわない配慮をする
- ・ 市民、行政区、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により取り組む

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 特定の人々の間で意思決定が決まってしまうたり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹する
- ・ 社会的なつながりやコミュニケーションのニーズへの対応
- ・ 繋がりが希薄になっている中で、例えば、若者や高齢者などをつなげる取組
- ・ 自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ（再掲）
- ・ 自治会は地域まちづくり組織の役員など地域活動の幅広い担い手（再掲）
- ・ 地域の公共的活動と自分の生活が一体の社会で共生しており、垣根なく労働などの社会的資本を交換する意識を持つ（再掲）
- ・ 伝統行事の継承



骨子案（役割・責務「自治会①」）

- ・ 自治会は、地域住民による民主的な運営のもと、住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、その地域における公共的課題の解決に取り組むことにより、誰もが共に支え合い、心豊かで幸せに暮らすことができ、夢や希望が叶うまちの形成に努めるものとします。

類似条例における規定の例

【宇都宮市自治基本条例】

- ・ 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。

【札幌市】

- ・ 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努める

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会への加入や活動参加の促進によって持続可能が実現できる（再掲）
- ・ 自治会加入の魅力やメリットの「見える化」
- ・ 自治会が「何をやっているのかわからない」
- ・ 若い人の意見を運営に取り入れる
- ・ 未加入者が活動に参加できる状況が重要
- ・ 子どもたちがもっと関わりやすいような自治会
- ・ 自治会に関わりたくても関われない人もいる
- ・ 市民が地域活動や自治会活動に参加するためのハードルがより下がるような窓口の仕組みづくり
- ・ 同じ世帯の中で住んでいる若者がいても、興味を持って活動したいと思っていても、入りづらいというところがある
- ・ 特定の人々の間で意思決定が決まってしまうたり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹する（再掲）

骨子案（役割・責務「自治会②」）

- ・ 自治会は、自治会に対する市民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとします。

類似条例における規定の例

【埼玉県所沢市】

- ・ 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

【千葉県市川市】

- ・ 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「自治会」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 若い人が働きながら自治会長を務められる環境
- ・ 特定の人々の間で意思決定が決まってしまうたり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹する（再掲）
- ・ 加入促進の前に「活性化」（再掲）
- ・ 規模に合わせて活動内容を「縮充」させる



骨子案（役割・責務「自治会③」）

- ・ 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとします。

類似条例における規定の例

※類似の規定無し

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会以外の団体とのコラボレーション
- ・ NPOなどが地域の会議などに入りやすくしてほしい
- ・ 自治会の役割の中として他団体との連携
- ・ 事業者に対して自治会に加入できることや自治会への協力を期待することのPRが重要



骨子案（役割・責務「自治会④」）

- ・ 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者と連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努める

条例の骨子案（役割・責務「市民」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 加入の義務化はできない
- ・ 自治会に関わり、自治会に関心を持つ
- ・ 自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する姿勢を持つ
- ・ 市民の活動の地域への影響や生活を取り巻く環境の中に根付いていることを理解する（再掲）
- ・ 地域の公共的活動と自分の生活が一体の社会で共生しており、垣根なく労働などの社会的資本を交換する意識を持つ（再掲）
- ・ 自治会の役割、将来に向けて話し合い、理想の自治会像を考える



骨子案（役割・責務「市民」）

- ・ 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域のまちづくりにおける自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。
- ・ 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域のまちづくりに参加するよう努めるものとします。

類似条例における規定の例

【千葉県市川市】

- ・ 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに、自治会に加入し、及び自治会活動に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとする。

これまでの懇談会等の意見

- ・ N P Oや地元企業，自治会に関わるいろいろな団体と一緒に
なって自治会を盛り立ててもらいたい（再掲）
- ・ N P Oが自治会のイベントなどへの協力を行っている
- ・ 子ども会をきっかけに自治会に加入する人が増えてほしい
- ・ 地域団体が地域の自治会と密着して活動することが重要



骨子案（役割・責務「地域活動団体，非営利活動団体」）

- ・ 地域活動団体及び非営利活動団体は，その活動を補い
合い，又は深めるため，地域のまちづくりにおける自治
会の意義及び重要性について理解と関心を深め，地域の
自治会活動に積極的に協力し，協働して地域のまちづく
りに取り組むよう努めるものとします。

類似条例における規定の例

【宇都宮市自治基本条例】

- ・ 地域活動団体は，地域内の市民の意見の集約を図り，その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。
- ・ 非営利活動団体は，自らの公共的活動を行うとともに，他の公共的活動を先導し，及び協力しながら，その補完に努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 事業所が立地している自治会活動に関する部分と，従業員が自治会活動に参加できる部分の両方がある



骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者①」）

- ・ 事業者は，自治会の活動への参加及び協力に努めるものとします。
- ・ 事業者は，従業員がその居住する地域の自治会に加入し，又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

類似条例における規定の例

【埼玉県所沢市】

- ・ 事業者は，事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力に努める
- ・ 事業者は，従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し，又はその活動に参加することに配慮するよう努める

条例の骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 新しい住人に対する道先案内人として，地域活動や自治会活動に関する広報や紹介などの役割を全うする



骨子案（役割・責務「事業者，住宅関連事業者②」）

- ・ 住宅の建築等を行う事業者は，当該住宅の入居者（入居しようとする者を含む。）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は，当該住宅が所在する地域の自治会に対して，当該住宅に入居者の自治会への加入に資する情報を提供するように努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は，当該住宅の入居者に対して，自治会への加入又は自治会の設立に資する情報を提供するように努めるものとします。

類似条例における規定の例

【島根県出雲市】

- ・ 住宅関連事業者は，住宅の建築等を行うに当たっては，当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

【宮崎県都城市】

- ・ 住宅の建築，販売，賃貸又は管理(これらの代理又は媒介を含む。)を行う事業者は，当該住宅に入居しようとする者に対して，自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するように努めるものとする。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 市も真剣にやるところを見せる



骨子案（役割・責務「市」①）

- ・ 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとします。

類似条例における規定の例

【宇都宮市（暴力団排除条例）】

- ・ 市は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する責務を有する

これまでの懇談会等の意見

- ・ 団体間の連携について市の役割にも入れてほしい
- ・ 若い人を入れて話して、自治会をアップデートする場作り



骨子案（役割・責務「市」②）

- ・ 市は、地域のまちづくりの効果的な推進に向けて、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備を行うものとします。

類似条例における規定の例

【さいたま市】

- ・ 市は、地域社会の果たす役割が重要であることに鑑み、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備に努めなければならない

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 公共的な取組に協力する意識づくり
- ・ 自治会の今後の役割について話し合える場を作る



骨子案（役割・責務「市」③）

- ・ 市は、自治会に関する関係者の理解を深めるとともに、地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施する

これまでの懇談会等の意見

- ・ 自治会として解決が難しい課題が出た場合には市が協力する
- ・ 市民の地域活動や市民参加を積極的にサポートする仕組み、特に継続的な支援に力を入れる
- ・ 研修会等の開催などの形で市が関わりと活性化する



骨子案（役割・責務「市」④）

- ・ 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応ずるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講じるものとします。

類似条例における規定の例

【宇都宮市（犯罪被害者等支援条例）】

- ・ 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、民間支援団体及び関係機関と連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題に関する相談に応ずるとともに、必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずる

【千葉県市川市】

- ・ 市は、講習会、研修会等を開催し、市民の自治会活動に関する知識の向上を図ることにより、自治会等の将来を担う人材の育成に努めなければならない。

条例の骨子案（役割・責務「市」）

これまでの懇談会等の意見

- ・ 若い人が働きながら自治会長を務められる環境（再掲）
- ・ 市から自治会への依頼事項の削減
- ・ 行政の縦割りの解消，自治会活動に積極的に協力する環境



骨子案（役割・責務「市」⑤）

- ・ 市は，施策，事業等の実施に当たり，自治会に協力を依頼する場合においては，関係部局間の連携に努め，自治会の負担が過重なものにならないよう十分に配慮するものとします。

類似条例における規定の例

【札幌市】

- ・ 市は，施策，事業等の実施に当たり，町内会に協力を依頼する場合においては，関係部局間の連携に努め，町内会の負担が過重なものにならないよう十分に配慮する

これまでの懇談会等の意見

- ・ 市職員にも自治会に参加してほしい



骨子案（役割・責務「市」⑥）

- ・ 市は，職員に対し，その居住する地域の自治会への加入を促進し，及び活動に参加することに配慮するものとします。

類似条例における規定の例

【千葉県市川市】

- ・ 市は，職員に対し，その居住する地域の自治会への加入を勧奨し，及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努める

条例の骨子案（全体像）

目的 (目指すまちの姿)	誰もが共に支え合い，心豊かで幸せに暮らすことができ，夢や希望が叶うまちの実現に寄与		
	(上記のまちの実現に向けて) 自治会が地域のまちづくりにおいて果たす役割の重要性を踏まえ，自治会の維持・活動の活性化に関する基本理念を定め，関係者の役割について明らかにすることにより，自治会の持続可能性を確保する		
基本理念 (大切にすべき考え方)	協働によるまちづくり 関係者は等しく地域社会の一員という意識を持ちながら，協働して地域のまちづくりに取り組む	自治会の役割の認識 条例が目指すまちの実現に向けた自治会の役割や維持の必要性を関係者が認識・共有する	多様な価値観，自主性等の尊重 市民の相互理解に基づき，市民の多様な価値観や自主性を尊重するとともに，自治会の自主性，自立性や地域特性に配慮する
	自治会 ・ 民主的な運営のもと，地域住民相互の親睦や交流の促進とともに，地域の公共的課題の解決に取り組むことにより，条例が目指すまちの形成に努める ・ 透明性の向上を図り，開かれた組織づくりに努める ・ 地域住民の意向把握・反映や役員等の負担軽減に努める ・ 他団体と連携・協働した地域のまちづくりに努める	市民 ・ 地域社会の一員であることを認識し，自治会の意義や重要性について理解と関心を深めるよう努める ・ 自治会加入等を通じて地域のまちづくりに参加するよう努める	地域活動団体・非営利活動団体 自治会の意義や重要性について理解と関心を深め，地域の自治会活動に積極的に協力し，協働して地域のまちづくりに取り組むよう努める
役割・責務	事業者・住宅関連事業者 ・ 自治会活動への参加や協力に努める ・ 従業員の自治会加入等に配慮するよう努める ・ 住宅の建築等を行う事業者は，入居者と地域住民の良好な近隣関係の保持や，自治会・入居者に対する自治会加入等に資する情報提供に努める	市 ・ 自治会の維持・活性化施策を立案し，総合的に推進する責務 ・ 地域主体間の協力や連携が図られる環境の整備 ・ 広報その他の啓発活動 ・ 自治会からの相談対応，研修実施等 ・ 自治会の負担への配慮 ・ 職員の自治会加入促進	

議事(3) 意見交換

○ 条例の骨子案について

- ・ 条例の目的や基本理念の内容
- ・ 関係者の役割・責務の内容

を中心に、骨子案に追加・修正すべき事項について
ご発言いただきたい

(1) 検討事項

- ① 自治会に関する現状と課題
- ② 自治会の活性化に向けて関係者に求められる役割
- ③ 条例が目指す方向性や盛り込むべき事項 など

(2) スケジュール

開催	主な議事
第1回 (8月1日)	・自治会に関する現状と課題 ・自治会の活性化に向けて関係者に求められる役割
第2回 (8月26日)	・前回の議論の確認 ・条例が目指す方向性、盛り込むべき事項
第3回 (10月3日)	・前回の議論の確認 ・条例に盛り込むべき事項
第4回 (11月7日)	・前回の議論の確認 ・条例に盛り込むべき事項